

京都市告示第102号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成28年4月15日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	下鴨水0004号	左京区下鴨西本町5番地の6地先 同町11番地の4地先	点

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	梅ヶ畑水0007号	右京区梅ヶ畑古田町13番地の12地先 同町12番地の1地先	点
2	梅ヶ畑水0045号	右京区梅ヶ畑古田町13番地の11地先 同町11番地の40地先	点

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	梅ヶ畑水0010号	右京区梅ヶ畑古田町10番地の2地先 同町10番地の1地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)